

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、6月22日に古谷英紀推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字落合字松葉、川淵、宮下地内にある田4筆、面積2,658㎡でございます。</p> <p>農地の現況は2筆については低草がありましたが保全管理されておりました。残り2筆については水張りがされておりました。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では稲、ジャガイモ、キュウリ、ナスなどの露地野菜を作付けするということです。</p> <p>また、通作については車で数分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を拡大するものでございます。</p>

譲受人は現在、大字前ヶ貫の戸建住宅に家族6人で居住しています。  
農作業については、譲受人、父、母の3名で従事いたします。農作業経験については譲受人が13年、父母は共に30年以上の農作業経験があります。

譲受人からは今回、稲、ジャガイモ、キュウリ、ナスなどの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、車で数分程度ですので、通作可能と考えます。  
こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、農業用トラクター1台、農業用バックホウ1台、コンバイン1台、米乾燥機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

申請地の中の2筆については、現況を見る限り田ではありませんが、どのような作付け計画でしょうか。

事務局

こちらの農地については、大根、白菜などの露地野菜を栽培する作付け計画となっております。

議長

その他、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2と整理番号3-3と整理番号3-4については、関連する事項がございますので、合わせて審議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

**【異議なしの声あり】**

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2と整理番号3-3については、地区担当委員の綿貫由美子委員より、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-4については、地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、6月20日に保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字平松字東原地内にある畑1筆、面積1,009㎡でございます。農地の現況は作付けがされておらず、農地の一部に重機や鉄板が敷かれている状態でした。

譲受人は農業経営の拡大のために申請されるとのことでした。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では植木の苗木の作付け、ジャガイモやネギ、ナス等の露地野菜の作付けするとのことですが、現地調査をしたところでは、この作付け計画どおりに申請地で作付けされるかは判断しかねます。

以上です。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、6月20日に保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字平松字東原地内にある畑1筆、面積587㎡でございます。

農地の現況は保全管理されております。

説明は以上です。

議長

続けて、利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。

3番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、6月20日に保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字双柳字甲新田地内にある畑1筆、面積1,986㎡でございます。

農地の現況は梅が植えてあり、下草がある状態です。

譲受人は農業経営の拡大のために申請されるとのことです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では譲渡人が作付けした梅を引き続き肥培管理するとのことです。

また、通作については徒歩で5分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、整理番号3-3、整理番号3-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫由美子委員、利根川哲委員の説明のとおりです。

譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を拡大するものでございます。

譲受人は現在、大字平松地内の戸建住宅に妻と居住しています。

農作業については、譲受人、妻、息子を含め、7名で農作業に従事する予定です。

農作業経験について、譲受人は40年以上の農作業経験があります。

譲受人からは今回、大字平松字東原の2筆の農地については、植木の苗木の作付け、ジャガイモやネギ、ナス等の露地野菜の作付け、そして、大字双柳字甲新田の農地につきましては、梅を肥培管理する計画が提出されております。

また、通作に関してですが、いずれも徒歩圏内ですので、通作可能と考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませませんが、現時点では自己所有農地で未作付地があるため、申請地取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められず、農地法第3条2項1号に該当すると考えられます。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕運機を1台所有しており、トラクターを

1台、除草機を1台リース予定ですが、現在の労働員数による営農状況から鑑みて、申請地を取得しようとする者、又はその世帯員等の耕作の事業に必要な農作業に従事する数等が不足していると考えられ、農地法第3条2項1号に該当すると考えられます。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者は現在の営農状況から鑑みて、常時農作業に従事すると認められず、臨時雇用労働者も現在の営農状況から鑑みて常時農作業に従事すると認められず、農地法第3条2項4号に該当すると考えられます。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

綿貫由美子委員、利根川哲委員、両委員にお伺いいたします。

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員から、何か意見等預かっていますか。

2番

同様の意見をいただいております。

3番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、整理番号3-3、整理番号3-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6番

申請地の西側に譲受人所有農地とありますが、作付け品目を教えてください。

事務局

一部露地野菜などが作付けされておりますが、一部農地の様を呈していないところがある為、当件については、代理人にはお伝えしておりますが、今後、改めて申請人に対して指導をします。

3番

現地調査報告や事務局からの説明、議案書の資料を確認したところから、農地法第3条2項1号、農地法第3条2項4号に該当すると考えられます。

このようなことから、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、整理番号3-3及び整理番号3-4については、不許可が望ましいと考えます。

議長

ただいま、不許可とする事が望ましいとの発議がございました。  
ここまでの中で、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、ただいま発議のありました不許可とするものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2については不許可とするものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、不許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3については不許可とするものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、不許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4については不許可とするものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5について審議いたします。

なお、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-5及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6については、関連する事項がございますので、合わせて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。  
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、

ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-5及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5について、6月23日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字唐竹字辻ノ前地内にある畑2筆、面積631㎡でございます。

農地の現況は保全管理されております。

譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、ネギなどの露地野菜を作付けするということです。

また、通作については居住予定地に隣接しておりますので、特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思えます。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、6月23日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字唐竹字辻ノ前地内でございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

譲受人は今回、申請地を取得し農業経営を開始するものでございます。

譲受人は現在、東京都杉並区の賃貸マンションに妻と居住しています。

農作業については、夫婦2名で耕作をします。農作業経験については夫婦共にキュウリ、トマト、ナスなどをプランターで栽培した経験があります。今後の耕作につきましては、周辺の農地管理者等からアドバイスを受けながら周辺農地に影響が出ないよう栽培を行います。

また、今回、申請地の隣接地に住宅を新築し、妻と共に自家消費を目的とした農業経営を開始するため申請するものです。

譲受人からは今回、ジャガイモ、ネギの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、居住予定地に隣接しておりますので、通作には全く問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、東京都杉並区の賃貸マンションにて妻と生活をしております。

老後は、自然豊かな環境で趣味の山登りや釣りなどのアウトドアや家庭菜園を楽しみながらの生活を希望し、関東近郊の不動産を探していたところ、知人から飯能市内の土地を紹介され、希望する条件にあったことから、当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

また、申請者は本申請地の隣接地に農地法第3条の申請も合わせて申請しており、今後、ジャガイモ、ネギなどの露地野菜を栽培しながら自然豊かな環境で生活をしたいと希望し、申請地を選定したとのことでした。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。



農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはいとと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長

申請人の年齢を教えてください。

事務局

申請人の年齢は、75歳です。

6番

申請人の農作業については、同行して調査した大野忠司推進委員も、申請人から相談があった際には、指導をすると仰っておりました。

議長

農作業経験については夫婦共にあまり無く、今後は周辺の農地管理者等からアドバイスを受けながらやっていきたいとのことなので、大野忠司推進委員か

らも指導といった形で、応援していただければ良いことと思います。  
他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-6について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して件に進達します。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。  
事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
【議案書読み上げ】  
説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。  
地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、6月22日に落合久明推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。  
申請地は大字白子字南地内でございます。  
農地の現状は、保全管理されております。  
周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。  
現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えておりま

す。  
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、三郷市の賃貸住宅にて妻と子で生活をしております。

申請人は現在、三郷市内において整体院を営んでおりますが、現在の生活環境は住宅が密集し、対人関係にも苦慮することが多いことから自然豊かな地域でゆったりと生活できる場所に新たに整体院を開院するため、県内の西部地域を中心に転居先を探していたところ、住環境や家庭菜園のしやすさなどから申請地を選定いたしました。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました落合久明推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

5 番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長

一般個人住宅の建築を目的とした農地転用の場合は、転用できる面積の上限が500㎡であったと認識していますが、いかがでしょうか。

事務局

通常的一般個人住宅の建築を目的とした農地転用の場合は、ご指摘のとおりですが、今回の申請地の場合は、法面など実質的に利用不可部分があり、不可部分を求積した結果、500㎡以下でしたので、今回はこれらの内容での申請となりました。なお、こちらについては既に許可権者である県とも協議済みでございます。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。

7 番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、6月23日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字下直竹字森ノ下地内でございます。

農地の現状は、獣害対策の柵が設置されており、低草が生えている状態です。周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えておりま

す。  
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、東京都練馬区の賃貸アパートにて妻と2人で生活しております。

申請人は現在、東京都中央区内の会社に勤務しておりますが、リモートワークが中心の勤務体系となり会社に出勤することが減ったことから、都心から離れて居住することが可能となりました。

申請人は夫婦ともに自然豊かで静かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用して申請するものです。

飯能住まい制度としては、60件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

議長	<p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p> <p>同行して調査しましたが、大河原佐智子委員の説明のとおりです。同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。</p>
7番	<p>同様の意見をいただいております。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p><b>【なしの声あり】</b></p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p><b>【全員挙手】</b></p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、6月23日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字下直竹字森ノ下地内でございます。</p> <p>農地の現状は、作付けは無く、低草が生えている状態です。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、大字岩沢の賃貸アパートにて妻と生活しております。

申請人は以前から自然豊かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用して申請するものです。

飯能住まい制度としては、59件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

7番

同様の意見をいただいております。

議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、6月22日に古谷英紀推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字阿須字上河原地内でございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在、飯能市内（川寺）の賃貸住宅にて妻と子の3人で生活しております。</p> <p>申請人は今年の夏ごろにはお子さんが生まれる予定であり、現在の賃貸住宅では手狭になることから住宅新築を検討し土地を探していたところ、今回の申請地が妻の実家にも近く、家庭菜園ができる十分な広さがあるなど条件にも合</p>



うことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。  
申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっています。  
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。  
農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。  
次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。  
1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。  
2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。  
3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。  
4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。  
5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。  
6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。  
7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。  
8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました古谷英紀推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、6月20日に保谷剛正推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字平松字大道地内でございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、申請地の西側に農地がありますが、譲渡人の農地でありますので、特段問題はないと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。

申請人は大字芦荊場地内にある土木・解体業を営む法人です。

申請者は、業績が好調となるにつれ、現在の廃棄物置場のスペースでは手狭となり、車両等の出入りが困難となってきたことから資材置場の移転を計画いたしました。

移転先の条件として、車両の運搬等に支障のない所、業務規模に見合う適度な広さがある所、現在の置場から近く、移転が容易な所の3点を条件とし、候補地を検討していたところ、申請地が条件に適していることから、移転先として申請するものです。

申請年月日は、令和4年6月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、

造成費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

2番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

2番

転用目的が資材置場となっておりますが、隣接する土地の地権者から事前に同意書などを頂いているのでしょうか。

事務局

事前に許可権者である県に確認したところ、隣接する土地が宅地などの非農地である場合、隣接する地権者から同意書を求めることは、出来ないとの回答でした。

2番

申請地の前面道路は、通学路となっておりますが、4トントラックなどが出入りすることが想定されますが、児童への安全面はどのように考えておりますか。

事務局

申請地の前面道路は、委員の仰るとおり小学校の通学路となっておりますので、関係部署への情報提供をしています。

2番

今回、転用目的が資材置場となっておりますが、周辺が宅地である為、工事

	<p>が完成するまで、事務局としても注視していただきたいです。また、工事完成後も万が一何かあった場合には、何かしら対処していただきたいですが、事務局としては、どのようにお考えか教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>許可内容が履行されるまでは、農地法の農地という扱いになりますので、事務局も含め農業委員会としてもパトロールをお願いします。</p> <p>何かありましたら事務局の方へ報告していただければと思います。</p>
議長	<p>自治会への情報提供や自治会から住民説明会を開催してもらうなどの要望は出来ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>農地法の観点では、そこまでは求められませんが、事務局としては、総会後に、代理人に総会でいただいた意見を伝えさせていただきます。また、騒音などの環境面や通学路の安全面の問題も考えられますので、関係各課へ連絡させていただきます。</p>
3番	<p>申請地に建築物を建てられるような恐れはありませんか。</p>
事務局	<p>関係課へ確認したところ、関係法令上、建築物は建てられないとの回答をいただいております。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【賛成多数】</p>
議長	<p>賛成多数でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について審議いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p>

事務局	<p>なお、詳細については担当から説明いたします。</p> <p>議案第3号農地の権利取得における下限面積の設定について、説明いたします。</p> <p>飯能市における下限面積につきましては、総会にお諮りし、精明地区が50a、山間5地区を農地法施行規則第17条第2項に基づく5a、その他の区域を農地法施行規則第17条第1項を適用し、30aで設定しております。</p> <p>この下限面積につきましては、経営体数、農地面積、遊休農地面積等が毎年変化していること、農地利用状況調査の結果等、状況にあわせて対応するため、毎年総会で審議することになっています。また、審議結果につきましては、理由を付して公表することになります。</p> <p>5月総会のその他で事前に説明させていただいたところですが、本年の下限面積について、ご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第4号農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農用地利用集積計画(案)について補足説明いたします。</p> <p>整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。</p> <p>経営作物は、主に大豆、麦、野菜等の様々な品種の野菜を作付けしております。</p>

販路としては、有機栽培による野菜のセット販売を行っています。  
整理番号2番の方は、新規および更新の利用権設定になります。  
経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。  
販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなどです。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。  
説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

3番

担い手農家から、なかなか纏まった農地が利用集積できなく困っていると相談されるのですが、どのような対策をされているのでしょうか。

事務局

農地の地権者や担い手農家から農地の貸借の相談はあります。担当としては、こういった相談の際、なるべく利用集積されるよう、貸し手と借り手のマッチング調整をして業務を進めているところです。

今回の申請の中にも、マッチング調整した農地がございます。

このような場合もありますが、地権者の要望や考え方、相談のタイミング、担い手農家の農法や隣接農地の方との人間関係もあり、無事に利用権設定まで結びつかないこともあります。今後も可能な限り広い面積を利用集積できるように、貸し手と借り手のマッチング調整をしていきたいと思っております。

議長

その他、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>【付議案件4「その他」に記載】</p> <p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和4年6月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>